特集:グローバリゼーションと「南」の農民-オルタナティブはすでに起こっている

抵抗からオルタナティブへ:北海道・伊達の経験から考える

越 田 清 和 (さっぽろ自由学校「遊」)

はじめに

2004年の7月頃から、北海道の噴火湾に面した 伊達市を訪ねて、少しずつ聞き取りを重ねている。 1970年代の前半、ここに火力発電所を建設する計 画が持ち上がり、その是非をめぐって、大げさに 言えば北海道中が大きく揺れたことがあった。そ の経験を、いろいろな人から聞き書きしようと考 えてのことである。

なぜ30年も前の、ほとんどの人が忘れたようなことを記録しようと考えたのか、これを説明するのはいささか難しい。

北海道電力という企業と北海道が一体となって 建設をすすめる発電所に対して、伊達に住む人び とが粘り強く反対し、「環境権」という新しい権 利を正面に掲げて訴訟を起した伊達の火力発電所 建設反対運動は、北海道のみならず全国に大きな 影響を与えた。

九州で豊前火力発電所建設反対の戦いに取り組んでいた松下竜一は、北海道伊達市での火力発電所建設に反対した人たちを「北の兄貴」と呼んでいた。松下は、1973年5月、「発電所建設に反対する住民側論理」を考えるために伊達を訪れた時に、伊達の農民や漁民が現場検証に来た裁判官に「裁判長、ただ見に来るだけの検証ではなく、われわれの産物を舌で味わっていただきたい」と主張したエピソードを聞き、「いわゆる環境権訴訟と呼ばれる伊達訴訟の本質は、この短い主張に象

徴されているのではないかとさえ思う。『舌で味わう』とは、まさに『暮らし』の中からの発想である」と、人権が暮らしから生まれるものであることを示唆する文章を残している(1)。

ここで松下が紹介しているような行動やことば、心情をできるだけ記録し、多くの人と分かち合うことは、民衆の思想を豊かなものにすることにつながる、と私は考えている。知識人やジャーナリストなど文章を書くことに苦痛を感じず、その時間があるような人たちだけに「思想」をみるのではなく、社会に根ざし、私たちの心にふれるような考え方や言葉、生き方から、多様な思想を学ぶ必要がある。花崎皋平は、それを「ピープルネスの思想」と名づけ、前田俊彦が石牟礼道子から学んだ「隠れ思想」という言葉を紹介している(2)。私の問題意識も、これに連なるものである。

もう一つ私が重視したいのは、1970年代に、日本各地に広がった住民運動を、開発最優先・開発による経済成長最優先の動きに対する抵抗の試みと考える視点である。これは、大手を振って暴走する経済のグローバル化に抵抗する拠点として、地域における政治と経済を見直そうという「地域ガバナンス」の考えにつながる。住民運動の中で生まれた思想や実践が、運動が「下火」になった地域で、どう継承され、地域の政治や経済、文化に影響しているのかを「地域ガバナンス」という視点から見直し、同時に、日本の住民運動のユニー

クな実践を、世界各地の新しい社会をめざす動き の中に位置づけなおしてみたい。

2004年12月、さっぽろ自由学校「遊」が主催し て、「東アジアにおけるオルタナティブな市民教 育」という国際シンポジウムを開いた。このシン ポジウムに来たラオ・キンチさん(香港)は「地 域」を「グローバリゼーション」に対する抵抗の 戦略として提起し、地域の日常的な活動から生ま れる自立の動きをオルタナティブだ、と述べた。 私もキンチーさんも、60年代後半の「異議申し立 ての時代」に遅れた世代なので、60年代後半のラ ディカルな思想と行動がどんな形で今に行き続け ているかという共通の関心がある。「人びと(あ るいは民衆)が主人公となる」こと、そのために 「人びとの実践」「人びとの記憶」を広く共有し、 お互いに学びあうことが大事だという思いは共通 している。その具体化として「民衆の百科事典 (エンサイクロペディア)」づくりを進めていこう ということになった。

そんな大それた試みが本当に実現するかどうか、 よくわからない。その方法論も決まっていない。 ただ、その時に念頭にあったのは、藤田省三の 「戦後の議論の前提」という文章だ。藤田は「戦 後の思考の前提は経験であった。どこまでも経験 であった」と言う。しかし、高度成長によって、 当事者自身がその確信を失い、「かつての経験と かつての思考が床の間の置物のように又陳列棚の 飾り物のように『物化』しているのが今日の精神 状況の特質である。それに対して戦後の思想状況 を生きなかった者は、長幼の序の崩壊という事情 に媒介されて、その『昔話』に対する傾聴の態度 を生むのとは逆に、その置物やその飾り物をみず からが所有していないことからくる嫉妬と反発か ら、いよいよ戦後の経験と思考をいつでも放り棄 てることの出来る物的な『戦後思想』として一括 梱包して了おうとする | と、戦後30年の時代の精 神に強い反発を示していた。

そして、「『経験』は多くの次元と関連を含んで 広い可能性を持ち、『体験』は制度的圧迫の中で 密かに己の存在を主張する。そうして『経験』の 消滅した時代においてこそ『体験』談が多発する」 と戦後経験の蘇生を訴えている(3)。

私の考えている「民衆の百科事典」は、藤田のいう多くの次元との関連を持つ「経験」の共有と近いものかもしれない。この文章は、伊達の経験を例にした「民衆の百科事典」づくりのためのノートである。

1. 伊達市における火力発電所反対のたたかい

伊達市は札幌から JR 特急で約2時間かかる、噴火湾に面した農業と漁業の町である。「伊達」という名前が示すように、仙台藩の支藩亘理藩主の伊達邦茂が家臣を引きつれて移住してつくった町である。

しかし、もちろん日本人がやってくる以前から、伊達市西部の有珠(ウショロ:入り江・の内)には大きなアイヌ・コタンがあった。1878年に有珠を訪れた英国女性イサベラ・バードは「有珠は美と平和の夢の国である。(中略)いく人かのアイヌ人が海岸をぶらぶら歩いていたが、その温和な眼と憂いを湛えた顔、物静かな動作は、静かな夕暮れの景色によく似合っていた。寺から響いてくる鐘の音のこの世のものとも思えぬ美しさ一景色はこれだけであったが、それでも私が日本で見た最も美しい絵のような形式であった」と記している(4)。

伊達市長和地区に、北海道電力が発電所をつくろうとしているという話が住民の間に広がったのは、1970年1月に北海道電力が伊達町(当時)に重油火力発電所(25万キロワット1基)の建設の意向を打診してからのことだ(5)。その直後の2月4日に、町議会の地域開発特別委員会が、横須賀や八戸の火力発電所を視察に行き、2月には町議会全員協議会が、全員一致で誘致を決めている。

さらに2月末には、長和地区海域の漁業権を持つ 伊達漁協の役員が東北電力仙台発電所と中部電力 知多発電所の視察に行い、4月には漁協の基本的 同意を取り付けている。同時に、北海道電力は地 主への説明会も行ない、4月13日には地主全員の 同意を得ている。このようにかなり早いペースで、 発電所建設が決まっていった。

この動きに疑問の声があがったのは、1970年8月中旬のこと。7月に、北海道電力が当初の予定を大幅に変更して「35万キロワット2機」の建設を発表したからである。北海道内最大の臨海型火力発電所の建設である。

北電の態度急変に疑問をもった正木洋(高校教員)が、同僚や近所の主婦、教え子などに約30人に呼びかけて「北電誘致に疑問を持つ会」を結成した。この会は、「脱イデオロギー、無党派無色、会の趣旨に賛同する人は手弁当で参加する。むずかしい規則もない。途中でやめたい人は自由に去っていける。スポンサーはいっさいつけない。車のある人は車を提供する」ということを原則としていた(北海道新聞1970年12月28日)。良い意味で「イイカゲン」で、気楽に関われるような会だったのだろう。最初から「反対」を掲げずに、まず公害に関して勉強し、わかった疑問点をチラシにして住民に配るという活動にも、自分たちで調べ決定すると言う「自己決定」の精神があふれている。

有珠で漁業を営み、反対運動をするようになった鳴海元了さんは、会が始まった頃の様子をこう 話す。

「最初は何も、毎日、正木さんの家で酒を飲んで始まったんだ。『疑問を持つ会』で勉強会をすると、温排水が出てくるとか、魚が捕れなくなるとか言う話ばっかりする訳よ。本州の火力発電所ではこういうことが起きたとか、屋根の鉄板が腐るという話が出てくる。それならダメだ、反対せざるをえないなあ、ということで。『疑問を持つ会』

にはサラリーマンとか教師とか、農家の人とか、 俺たち漁師も入って話をかなり煮詰めてしていた。 俺たちは、温排水などで直接被害を受けるので反 対した方が良いんでないかということになった」 (2005年2月9日のインタビュー)

「北電誘致に疑問を持つ会」の活動をきっかけに、伊達の人びとは火力発電所による公害問題に限をむけ始めるようになった。12月に有珠漁協が「基本的に反対」を表明した。火力発電所の建設予定地は、有珠地区の東隣にある長和地区であった。しかも発電所用の埋立海域と温排水が流れ出る海は、有珠に住む漁民が長い間、入会して定置網や刺し網を行なってきた漁場である。その後、漁協組合員は発電所建設をめぐって意見が対立し、結局は賛成にまわる。しかし有珠漁民(その多くはアイヌ民族)には、最後まで、発電所建設に反対し続けた人も多い。

さらに胆振西部医師会も「誘致再考要望書」を 提出し、その後、高教組伊達高校班、伊達医師会、 壮瞥果樹組合、室蘭・伊達・有珠・虻田・豊浦の 胆振五漁協青年部などが「反対」を表明する。建 設予定地の農民たちは「長和農業を守る会」をつ くり、近隣の農民や市民が「館山下農業と健康を 守る会」などをつくった。農民たちが正面から 「反対 | を掲げていないのは、「農民が反対するに あたり、いかに対外的に気を配っていたかを示し ている」(6)。対照的なのは漁民で、有珠漁協は 1971年1月に「反対」決議、12月に「絶対反対」 決議をあげる。どんな条件を提示されてもそれに 応じないと言う意味での「絶対反対」である。さ らに一度は「条件付賛成」を決めた伊達漁協も、 北電の示した補償額(組合の要求は15億6000万円 だったが、妥結額は4億5000万円)を否決し、交 渉が振り出しへ戻ることとなった⁽⁷⁾。

このように、既存の政党や労働組合など「革新」 団体のイニシアチブとは一線を画す、暮らしと自 然を守る視点から考える人たちが火力発電所建設 に反対の声をあげた。それを支えたのが教員や医師、漁業協同組合の若いリーダーなどであった。

こうした反対運動の広がりにもかかわらず、1972年6月、伊達市は北電と「公害防止協定」を結び、発電所建設がいよいよ現実化することになった。住民たちは、建設を止める手段として、1972年7月27日、札幌地方裁判所に「火力発電所建設差し止め請求」(原告56名)を提訴する。「われわれは、健康で快適な生活を維持するに足りる良好な環境を享受する権利をもつ。この環境権は、憲法13条の幸福追求権、憲法35条の生存権に基礎を置く基本的人権である」ことを訴えた「環境権裁判」である。札幌では学生を中心に「伊達裁判に勝ってもらう会」がつくられ、裁判支援を中心にした札幌での活動も始まった。

裁判の意義について、反対運動の中心にいた斉 藤稔さんはこう語った。

「一部の市民や商工会議所は、北海道電力が建設する発電所を誘致して伊達の工業化を進めていくことを計画した。それに対して私たちは、農家や漁民など第一次産業を主体にして伊達を発展させようと考えていた。この二つの考えの争いだった訳です」(2002年8月9日)

「環境権」で問われていたのは、海や土を汚して工業化を優先する町にするのか、土と海を大事にした「緑と太陽の町」を実現するのかという「町づくり」の方向でもあった。火力発電所に反対する住民たちにとっては、ようやく軌道に乗り始めたホタテ養殖や何十年とかけて作ってきた土、そして海と土の中で生きてきた人間の生き方が大切だった。

しかし1973年に入り建設着工が予想されるようになってくると、社会党や全道労協なども伊達で大きな集会(「反火力全道集会」)を開くなど、伊達火力建設問題は保守道政との政治的な対決の場となった。

1973年6月14日、北海道電力は機動隊500人、

私服警官300人を動員して工事を強行、反対派住民11人が逮捕された。その直後には、付属工事として埋め立て工事も強行された。有珠の漁民は工事を中止させるため、ミキサー車前への座り込みや海上での作業阻止などで抵抗し、同時に「公有水面埋立免許取消」「その執行停止及び禁止仮処分」の裁判を起した。その後、反対運動の焦点は、発電所の燃料である重油を運ぶためのパイプライン建設に移る(8)。

しかし1978年11月、発電所は本操業を開始する。 また10年近く続いた「環境権裁判」も1980年10月 に原告側の全面敗訴で終わる。

2. 伊達火力反対運動から学ぶ

伊達で広がった発電所建設反対運動は、1970年代に全国に広がった反公害住民運動の一環と考えることが重要である。そこに共通するのは、自分たちの地域の未来は自分たちで決めるという民主主義を重視し、自分たちの住む地域の自然を大切にするという考え方だ。もう一つ重要なのは、住民の意思を無視して、国家や地方自治体、企業(多くの場合は北海道電力のような大企業)が一体となって押し付けてくる「開発主義」への抵抗という側面である。この二つが、深く結びついていることが、「地域ガバナンス」にとって欠かすことの出来ない条件である。

伊達の野呂光男さんは「伊達の漁師の自慢はキレイな浜と海である。仕事の中心は釣船・民宿・コンブと夏に集中する」と言う。佐々木弘さんも「きれいな海があれば、いつでも誰でも漁師をやりたいといえば出来る。これを守るのが、俺たちのつとめだと思う。魚を住める環境をのこしておくのが、絶対に必要なんだ」(๑)。ここにあるのは、「発電所をつくれば、工場も来るようになり、町も人も豊かになりますよ」という「開発イデオロギー」を否定し、自分たちの経験をもとに開発を進めようという宣言である。

先に紹介した大分県の豊前火力反対運動は、「電力は必要であり、国民すべての文化生活を支えるのだから、多少の犠牲はしようがない」という大前提(イデオロギー)に対抗する論理として「暗闇の思想」を打ち出した。松下竜ーは、それを「『いったい、物をそげえ造っちから、どげえすんのか』という素朴な疑問は、開発を拒否する風成で、志布志で、佐賀関で漁民や住民の発する声なのだ。反開発の健康な出発点であり、そしてこれを突きつめれば『暗闇の思想』にも行き着くはずなのだ」と書く⁽¹⁰⁾。長い時間をかけて地域に積み重ねられた暮らしは「自然との約束」(前田俊彦のことば)でもあるというのが、70年代の住民運動の核にあったのだろう。

こうした思想を、運動という政治的な声・行動に結びつける時に大きな役割を果たしたのが、「北電誘致に疑問を持つ会」のメンバーのような教員や医師、主婦、学生など、どちらかという「都市部」に住む住民だった。伊達という人口3万2000人(当時)の町は、東西25キロに広がり、同じ伊達町といっても住宅地と農民の多い長和地区や有珠地区はやや距離があったようだ。それが反対運動によって、市街地の住民と農民、漁民が一緒になり、発電所が海や土、大気に与える影響を自分たちで調べるようになる。反対の根拠を明確にしていく。この「市民による調査」も、重要な視点である。

発電所からの温排水が海水温や魚や貝にどう影響を与えるかについての「漁業影響調査」は、漁業協同組合が漁業権を放棄するかどうかを決める時に大きな役割を果たす。この調査は、北海道と伊達町が「専門家」に依頼して進められる形をとったが、実際には北海道電力が調査費用を負担し、水産庁の天下り機関である「水産資源保護協会」が実施した。この調査に対して、反対派の漁民は、公害問題に関心をもち漁民の立場から考えようという専門家の協力を得ながら、漁民としての体験

をもとにした反論を繰り広げた。

火力発電所が操業した後は、排煙による大気汚染について労働組合との協力で風向などの気象調査、二酸化窒素の多点調査が行なわれている。この調査にも、反対運動に長く関わってきた専門家が協力している。北海道電力が提出する「環境基準以下の数値」データが、風洞実験や限定された条件下での現地実験、気象観測に基づくものであることに対する反証として、多くの人が参加した調査が行なわれたのである。

「学者」や「専門家」などによる主流の科学技術が、いかに地域に根ざした人びとの意見と生活で得た知識を無視してきたかを知り、「それなら、自分たちで調べよう」と考えたのである。「市民による調査」の原点である。

もう一つ、伊達のたたかいの特徴は、24件という訴訟数が示す徹底した裁判闘争という点である。この時期、住民運動による裁判闘争は大きく言うと「被害者救済から予防訴訟」という流れに移っていた。伊達の訴訟も、公害が出る前に発電所建設を差し止めるための手段からスタートしている。

裁判という場については、「できるだけ住民の声を証拠として提出すると言う方針で、多くの人が陳述書を書きました」(斉藤稔さん)というように、何より自分たちが主張し、それに対する具体的な反論や資料を、被告の北海道電力から引き出すという考えだったようだ。法律的には、「被告、電力会社の方に害はないという立証責任があるんだと主張しました」というように、被害者が被害の内容を具体的に明らかにするのではなく、公害を出す側が、無害を証明するべきであるという立場である(11)。

もちろん、「厳格主義、数字主義」あるいは「形式主義、書面主義」(12)な裁判という制度の下で、 漁民や農民、市民の感情や経験に基づく訴えがど こまで裁判官に届くか、裁判そのものが日常的感 覚といかに離れているか、裁判にかかる膨大なエ ネルギーと資金は反対運動を裁判中心に狭めていくのではないか、など考えるべき問題はある。しかし裁判を自分たちの主張の場と位置づけ、裁判所が認めないのなら、裁判の中で主張してきた「環境権」を自分たちでつくっていこうとしたところに伊達の反対運動のユニークさがある。それが「環境基本条例」の制定へとつながっていく。

3. 地域におけるオルタナティブへの動き:環境 権制定条例へ

「環境権裁判敗訴一周年記念集会」で、原告団のメンバーは次々に環境権の重要性を語っている。

「昨年の判決は淋しかったけれど『そんな判決が何だ!俺たちの環境権を作ってみせるぞ』と笑い飛ばして、今後も運動を続けていきたいと思います」(佐々木弘さん)

「良い環境には良い人間が育つと思うんで、今後とも火力の問題ばかりでなく、いろんな場所で環境を良くする運動を進めていきたいと思っています」(上野秀雄さん)

「環境権という理念よりも、よい環境を守るという我々の生活権を主張していかなければなりません」(斉藤稔さん)(13)

この発言が「環境基本条例」として現実化するまでには、さらに10年以上かかる。この10年は、環境と開発についての考え方が、世界的に大きく変化した10年だった。1992年にリオ・デ・ジャネイロで「地球環境サミット」が開かれ、環境保全と持続可能な開発のために世界全体が取り組むことが合意された。日本でも環境基本法が制定され、リサイクルや循環型社会などの概念が社会に定着し始めた。

伊達市では、1997年7月、環境条例や環境基本計画に市民の意見を反映させることを目的に、伊達市環境市民会議が作られた。市民側メンバーは全員公募によって選ばれたというのが、まずユニークである。火力発電所反対運動の主要メンバーも

市民会議メンバーに応募し、反対運動の中心的存在だった斉藤稔さんが市民会議の座長に選ばれた。

市民会議は1999年3月までに38回の会議を開いた。議論の中心は、伊達市でいま環境がどこまで破壊され、どこまで保全されているかという具体的な分析、そして市民参加のシステムをどう保障するかという点だった。

斎藤さんは、条例を作成するにあたって、伊達 市の環境を「第一に、環境行政が十分対応できな かったことによる自然破壊の汚染、悪化が進行し ている現況、第二には、十分とは言えないまでも ある程度の環境行政の成果が見られ、ある程度環 境が保全されている現況、第三には、未解決のま まの環境、つまり、まだ悪化とも良好とも結論づ けられない現況」の三つに分けることを提案す る(14)。これは、火力発電所を誘致した伊達市が、 発電所操業後の環境保全にどう責任を持っている のか、その総括を求める提案である。こうした提 案は行政との緊張感を生むが、同時に、市民がな ぜ条例づくりという「行政との協働」に関わるの かという原則を考え直すことにもつながる。環境 保全について行政は何ができないのか、では住民 ならなにができるのかという違いと、共通の課題 を明らかにするからである。

こうしたやり取りを経て、「伊達市環境基本条例」が1998年12月に議決され、1999年4月から施行される。条例は「市民は、健康で文化的な生活を営むため、環境に関する情報を知ること及び施策の策定などに当たって参加することを通じ、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有する」と、環境権を定義する。環境権裁判から30年経って、その地元で環境権と自然環境保全のための「事業者の責務」が、行政の中に根づいたのである。

斎藤稔さんは、こう話した。

「伊達市の環境基本条例に環境権を入れたこと で何かを獲得したのではないかなあ。「環境権裁 判」に負けた後どういう運動にするか考えた時に、 地元で環境権を確立しようという運動になった訳 です。「環境権訴訟敗訴記念日」を10月14日とし、 毎年集まっては環境権の話をしていました」 (2002年8月9日)

まとめ

反対運動を「反対」に終わらせずに、環境基本条例という「制度」にまで進めた伊達市住民の力は、10年以上続いた火力発電所建設反対運動の中から生まれてきたものである。そして、火力発電所に対する抵抗は今も継続している。この地道な抵抗こそが、オルタナティブをつくる原動力となる。

30年前に町を二分してまでも建設された火力発電所は、操業から20年たった今ほとんど動いていない。2004年の利用率は4.4%、2004年1月~5月はほとんど発電していないのである。にもかかわらず、「伊達裁判に勝ってもらう会」のメンバーだった林善之さんは今でも、伊達市を定期的に訪れ、大気汚染の観測を続けている。

環境権裁判が敗訴に終わった後にも、反対運動を続けるために、1980年10月に再発足した伊達火発反対胆振西部連絡会は、今も活動している。2002年10月、北海道電力が「硫黄分の少ない燃料を使うこと」を理由に伊達火力発電所の脱硫装置を撤去したことについて、連絡会は2005年1月に質問状を出し、発電所に関する監視と情報公開を求める姿勢を崩そうとしない。

オルタナティブを求める運動は、真空状態から出てきたのではない。地域における抵抗の運動、自分たちの住む地域を守ろうという運動が、オルタナティブ運動の一つの源である。伊達の火力発電所建設反対運動のリーダー的存在だった斉藤稔さんは、こう語ったという。

「ぼくらは、建つ前も反対だったし、建ち始め てからも反対だし、煙を吐き始めても反対するの です」⁽¹⁵⁾。

註

- (1)松下竜一『暗闇の思想を 火電阻止運動の論理』(教養文庫、1985年)164ページ
- (2) 花崎皋平「ピープルネスの思想」(「北九州かわら版 田をつくる(2)」、2005年6月号)
- (3) 藤田省三「戦後の議論の前提―経験について」 (『精神史的考察―いくつかの断面に即して』、 平凡社選書、1982年)
- (4) イザベラ・バード『日本奥地紀行』(東洋文庫、 1973年) 345ページ
- (5) 伊達火力発電所建設反対運動については、斉藤稔編『伊達火力発電所反対闘争―住民は語った』(三一書房、1983年) が最も包括的な記録である。また生越忠氏が責任編集していた『開発と公害』にも多くの記録がある。この運動の全体資料は、環境権裁判の弁護団や「伊達裁判に勝ってもらう会」の林善之氏が収集していたものが、現在、伊達市立図書館に移管されている。この論文で引用している資料は、ほとんどが伊達市立図書館に保管されているものである。
- (6) 前掲、『伊達火力発電所反対闘争―住民は語った』 26ページ
- (7) この補償額を決めるにあたって、北海道電力と北海道が一体となって、伊達漁協幹部への接待を行なっていた。「北海道電力と北海道が、われわれを札幌に呼んで接待するわけさ、温泉に芸者揚げて。漁協の理事や公害対策委員など20人くらいかな呼ばれたのは。 接待に呼ばれたときにも、当時北海道副知事だった堂垣内も来て、「俺も実家が漁師だから、漁師は大変だな」とか言うわけだ。こういう接待で態度を変える人も、やっぱりいる、女も用意されているし。そのうちに町長や助役も来るし」(佐々木弘さんへのインタビュー)

- (8) パイプライン建設についても、多くのユニー クなたたかいが繰り広げられるが、それにつ (12) 上掲「『環境権』の10年―伊達環境権訴訟判決 いては改めて紹介したい。
- (9) 前掲『伊達火力発電所反対闘争―住民は語っ た』46~49ページ
- (10) 前掲『暗闇の思想を 火電阻止運動の論理』1 43ページ
- (11) 伊達の「環境権裁判」の全体像については、 「『環境権』の10年―伊達環境権訴訟判決にあ たって」(『世界』、岩波書店、1980年11月号)

に詳しい。

- にあたって | に所収の仲井富「住民運動と裁 判」を参照
- (13) 前掲『伊達火力発電所反対闘争―住民は語っ た』348~360ページ
- (14) 斉藤稔『伊達市環境市民会議―この一年』(私 家版、1999年) 13ページ
- (15) 前掲『暗闇の思想を 火電阻止運動の論理』 201ページ